第九条　免許法別表第二に規定する養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の養護及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	最低修得単位数						
第二欄	第三欄	第四欄	第五欄		第六欄		
養護及び教職に関する科目	養護に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目		大学が独自に設定する科目	
				養護実習	教職実践演習		
右項の各科目に含めることが必要な事項		教育職員の教育に関する、児童及び生徒の幼児、特別の教育課程その他学校運営に関する事項（経営的見地からの発生徒にユラムに関する内容（教育の生徒指導（情報機器及び教材の活用に関する内容を含む。）及び教育相談（カウンセリング）の理論及び方法（及び特別活動の指導法を含む。）の理論的な知識を含む。）の基礎的な理解並びに幼児、児童及び生徒に対する					